

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年10月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

鳥羽水環境保全センター B系反応タンク築造（その2）工事

(2) 工事概要

ア 土木工事

- | | |
|------------|----|
| (ア) 本体作業土工 | 一式 |
| (イ) 本体仮設工 | 一式 |
| (ウ) 本体築造工 | 一式 |
| (エ) 構造物撤去工 | 一式 |
| (オ) 仮設工 | 一式 |

イ 建築工事

- | | |
|--------------|----|
| (ア) 建築機械設備工事 | 一式 |
| (イ) 建築電気設備工事 | 一式 |

(3) 工期

契約の日から平成25年3月25日まで

(4) 工事場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森 地内

(5) 工事実施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式

- (6) 本件入札は、総合評価方式により行います。その概要は下記7(1)から(3)までにおいて示します。

なお、詳細については、入札参加の申請時に交付する「鳥羽水環境保全センターB系反応タンク築造（その2）工事に係る総合評価方式（標準型）落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」といいます。）において示します。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 平成22年度京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）に「土木一式工事」の種目で登録されていること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 共同企業体として下記3に定める条件を満たしていること。

3 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格条件

ア 共同企業体は、代表構成員と構成員の3社で結成するものとします。

イ 代表者となる構成員は、建設業法第27条の23の規定による最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この入札の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます（以下「評価結果通知書」といいます。））の「土木一式」の種目の総合評定値が1,250点以上であり、かつ、平成7年度以降に国内において単独又は共同企業体の構成員として

(いずれも元請に限ります。), 浄水場(工業用水に係るものを含みます。), 配水池若しくは配水場又は下水道法に規定する下水道に係る施設における有効容量8,900立方メートル以上の土木RC構造物を築造した施工実績を有すること。ただし,共同企業体の構成員としての施工実績の場合は,出資比率が20パーセント以上で,自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限ります。

ウ 代表者以外の構成員のうちの一者は,評価結果通知書の「土木一式」の種目の総合評定値が1,100点以上であること。

エ イ及びウ以外の構成員は,本市の区域内に主たる事業所(本社等)があり,かつ,評価結果通知書の「土木一式」の種目の総合評定値が950点以上であること。

オ 建設業法の定めるところにより,次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお,配置予定の技術者は,常勤の自社社員であり,かつ,入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし,実際に配置する技術者の変更については,相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き,認めないものとします。

(ア) 共同企業体の構成員にあつては,監理技術者を専任で配置すること。

(イ) 代表者となる構成員の監理技術者については,平成7年度以降に,(1)イに掲げる工事において監理技術者,主任技術者又はその他の技術者として従事した実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は,出資比率が20パーセント以上の場合に限ります。)

(2) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は,この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となるこ

とができません。

(3) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とします。

(4) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、20パーセント以上とします。

(5) その他

共同企業体の入札参加の申出は、下記6(2)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとします。

4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である

場合は除きます。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年11月5日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

6 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行います。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に登録済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに

限ります。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信します。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記3(1)のイ、ウ、エ及びオに掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成22年11月5日(金)までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成22年11月11日(木)に、確認結果を電子メールで送信しますので、京都市電子入札システムにより確認してください。

工事の設計書及び図面については、平成22年11月19日(金)までに株式会社中央精器(京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396番地 電話075-871-8400)において購入してください(購入時間は、午前9時から午後5時までとします。)。この参加資格の確認の通知日から平成22年11月19日(金)までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することはできません。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成22年11月15日（月）までに、上記5(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成22年11月17日（水）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

7 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行います。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について、記載漏れのないように技術資料を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限

平成22年11月26日（金）

イ 提出場所

上記5(1)の場所

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」といいます。）を実施することがあります。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとします。

(3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価します。

なお、本件の共同企業体の代表者となる構成員が配置予定の監理技術者のうち1名について、平成7年度以降に元請として受注し、技術資料提出期限までに完成済みの国又は地方公共団体が発注した同種工事又は類似工事のいずれかに監理技術者又は主任技術者として従事した実績を評価することとします。

この場合において、同種工事とは、稼働中の終末処理場内において、有効容量8,900立方メートル以上のRC造の水槽構造物のうち最初沈殿池、反応タンク又は最終沈殿池を築造した工事とします。類似工事とは、水道又は下水道施設において、有効容量8,900立方メートル以上のRC造の水槽構造物（沈殿池、ろ過池、配水池、沈砂池、ポンプ場、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、滞水池又は調整池その他）を築造した工事とします。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20パーセント以上のものに限ります。

8 入札期間及び開札日時

(1) 提出期間

平成22年12月17日（金）、20、（月）及び21日（火）の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成22年12月22日（水）午前9時から開札し、落札者を決定します。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上記5(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表します。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとします。

9 落札者の決定方法及び低入札価格調査

技術資料等の評価による得点を入札価格で除することによって得た数値(以下「総合評価点」といいます。)のもっとも高い者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合(以下、その入札者を「低入札価格入札者」といいます。)は、同制度による調査を実施しますので、2日後(日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除きます。)の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等(以下「低入札価格調査資料」といいます。)を上記5(1)の場所に提出しなければなりません。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行いません。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記5(1)の場所において掲示しています。

10 低入札価格調査を経て落札者となった者の取扱い

(1) 前払金を契約金額の4割から2割に引き下げることとします。

(2) 契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げることとします。

(3) 中間前払金制度を適用しないこととします。

11 低入札価格調査を経た契約における技術者の増員配置

低入札価格調査を経て契約する場合には、代表者となる構成員について、通常配置する監理技術者とは別に監理技術者1名を現場に専任で配置すること。ただし、上記3(1)イに掲げる工事において監理技術者、主任技術者又はその他の技術者として従事した実績は必要ありません。

12 入札の無効

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。

(2) 上記7(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行います。

13 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けものではありません。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させることとします。

イ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとします。

ウ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権

利義務を生じるものではありません。

- | | |
|----------------|-------|
| (4) 入札保証金 | 免除 |
| (5) 契約保証金 | 必要 |
| (6) 前払金 | 必要 |
| (7) 中間前払金又は部分払 | 契約時選択 |
| (8) 契約書作成の要否 | 要 |

(上下水道局総務部用度課)